

建設副産物特記仕様書

1. 再生材の利用

工事受注者は下記の資材の使用に際し、再生材を利用するものとする。

再生材名	規格	使用箇所	再資源化施設名・所在地	備考
再生グラッシャーレン	RC-40	構造物の基礎	現場から40kmの範囲内の再資源化施設	

2. 建設発生土の搬入

建設工事の施工により使用する土砂等は、下記の工事等から建設発生土を搬入するものとする。

発注機関	工事名	発注場所	施工会社名・連絡先	備考

3. 副産物の搬出

(1) 建設工事の施工により発生する副産物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の許可を受けた処分場に搬出するものとする。なお、取扱い品目・持込み等については、事前に処理業者に確認すること。

(2) 発生土については、下記に搬出するものとする。

副産物名	施設名	施設所在地	受入時間	連絡先
発生土	柿町建設発生土処理場	長岡市柿町 1597 番地 1	午前 9 時から 午後 5 時まで	しなの産業(株) 0258-34-0011

資源有効利用促進法における一定規模以上の工事(※1)に該当する場合、受注者は、「資源有効利用促進法判断基準省令」に基づき、建設発生土の処理手続きを行うものとする。

- ・ 原材料の使用の合理化や再生資源の利用
- ・ 指定副産物の処理に要する経費の適切な見積り
- ・ 再生資源利用促進計画書、再生資源利用計画の作成等・搬出先の受領書の確認及び保管等
- ・ 計画実施状況の記録、工事完成後 5 年間保存等

4. 建設副産物実態調査の実施

資源有効利用促進法における一定規模以上の工事(※1)に該当する場合、以下の書類作成を行うものとする。

- (1) 受注者は、国土交通省HPの建設リサイクル報告様式又は建設副産物情報交換システム(コブリス・プラス)により「再生資源利用計画書」、「再生資源利用促進計画書」及び「確認結果票」を作成し、施工計画書に添付して監督員に提出するものとする。また、受注者は、法令等に基づき、「再生資源利用計画」、「再生資源利用促進計画」及び「確認結果票」を工事現場の公衆の見えやすい場所に掲げなければならない。
- (2) 受注者は、工事完了後速やかに実施状況を記録し、「再生資源利用実施書」、「再生資源利用促進実施書」及び「確認結果票」を作成し、監督員に提出するものとする。
- (3) 受注者は、国土交通省HPの建設リサイクル報告様式により作成した場合、工事完了後に監督員にデータ(「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」)をCD-Rで提出するものとする。なお、建設副産物情報交換システム(コブリス・プラス)を利用してデータを登録した場合は、データの提出は不要とする。

5. 受注者が自ら産業廃棄物を運搬・処分する以外は、委託契約書の写しを提出するものとする。

6. 受注者は、産業廃棄物が発生した場合には適正に処理し、監督員及び検査員に、マニフェストの写し又は原本を提示するものとする。(産業廃棄物の種類毎に、マニフェストを集計して、設計数量と実施数量の対比ができる総括表を作成・整理すること。)(※2)

7. 協議について

建設工事発注後、やむを得ない事情により上記の指定によりがたい場合は、速やかに発注者に報告し協議するものとする。

8. 水道局発注工事について

受注者は、資源有効利用促進法における一定規模以上の工事に該当しない場合であっても、「再生資源利用実施書」、「再生資源利用促進実施書」を作成し、工事完了後に監督員にデータを提出するものとする。

(参考)

※1 資源有効利用法が適用される工事は、以下の条件に該当する場合に限る。

(1) 再生資源利用計画書、再生資源利用実施書

次の建設資材を搬入する工事

- ① 土砂 500 m³以上
- ② 碎石 500 t 以上
- ③ 加熱アスファルト混合物 200 t 以上

(2) 再生資源利用促進計画書、再生資源利用促進実施書

次の建設副産物を搬出する工事

- ① 建設発生土 500 m³以上
- ② C o 塊、A s 塊、建設発生木材の合計が 200 t 以上

(3) 確認結果票

建設発生土 500 m³以上を搬出する工事

※2 新潟県土木部工事書類作成マニュアル P.31 による。